

知っていますか? 多頭飼育問題

あなたとペットの暮らしをチェック!!

多頭飼育問題とは...

多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、飼い主の生活環境の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化が生じている状況。



以下のチェック項目について**4つ以上**あてはまる場合、または**4つ未満**でもペットの飼育について不安があるときは、下記の相談窓口へご相談ください。

- 犬や猫を複数頭数飼育している
- オス、メスの両方がいる
- 不妊去勢手術をしていない
- 子犬・子猫が生まれている
- 世話がいきとどかない
- 家の中や外が散らかっている

犬や猫を合わせて6頭以上飼っている方は届出を



詳しくは上記のQRコードから県のHP「犬又は猫の多頭飼養届制度」をご覧ください。



お問合せ先	対象地区	電話
南加賀保健福祉センター生活環境課 (小松市園町又48番地)	小松市、加賀市、能美市、川北町	0761-22-0795
石川中央保健福祉センター生活環境課 (白山市馬場2丁目7番地)	かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町	076-275-2642
能登中部保健福祉センター生活環境課 (七尾市本府中町ソ27番9)	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	0767-53-6893
能登北部保健福祉センター生活環境課 (輪島市鳳至町畠田102番4)	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	0768-22-2028
金沢市保健所衛生指導課 動物愛護管理係 (金沢市才田町戊370番2)	金沢市	076-258-9070